

加西市立北条中学校いじめ防止基本方針

加西市立北条中学校

1 学校の方針

校訓「自主・協同」のもと、教育目標を「溌剌・純情・夢ありの精神を持つ生徒づくり」と定め、を目指す生徒像を「基本的生活習慣を確立し、行動力と粘り強さをそなえ溌剌と生活する生徒」「物事に精一杯取り組む誠実さと他者を思いやる心を大切にする生徒」「夢の実現に向け創造力、好奇心を働かせ努力する生徒」とする。さらに、自らが主体的に判断し行動できるとともに、互いにつながり合い高め合う生徒の育成をめざしている。

そのために、全校生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(3) いじめの状況

- ・遊びや生活の中での「ふざけ」や「いじわる」「からかい」などからいじめに至ることがある。
- ・きっかけが遊びの延長線上にあることが多いために、周囲がいじめだと気付きにくい。
- ・掲示板サイトへの不適切な書き込みや、コミュニケーションアプリを使用したトラブルから発生することがある。

(4) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ・教育活動全体を通じて取り組む。
 - ①自分で考え、判断し、行動できる生徒を育てる。
 - ②生徒どうしの心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
 - ③いじめの問題に組織的に取り組む。
 - ④いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

以上の（1）～（4）を全職員が共通理解し、常に生徒の様子を観察して深刻ないじめ問題に発展しないよう対応をしていく。

3 いじめの防止等に関する施策や取組

(1) いじめ防止の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙2 組織的対応

(2) 未然防止

一人ひとりの生徒の状況や学級集団等の状況を日常的に把握し、予防的・開発的な生徒指導に取り組む。

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

道徳教育や人権教育を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

②互いに認め合い、支えあい、助けあう仲間づくり

生徒への声かけや生活ノート指導により、生徒に寄り添い、相談しやすい関係を築く。

③生徒、学級の状況の把握

生活ノートや生徒との会話など、いち早く情報収集できるよう心がける。すべての教職員からの情報収集に努め、できるだけ多くの目で生徒を見守る組織の体制を整える。

④校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

⑤家庭・地域との連携

いじめ問題の取り組みの重要性について、家庭・地域と認識を共有する。

⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の充実

インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けた学習機会を確保するとともに、情報モラル教育の推進を図る。また、保護者に対する、いじめ防止や効果的な対処等、保護者としての責務及び法令遵守の啓発を行う。

別紙3 未然防止への教師の自己チェック

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

(3) 早期発見

①教職員の対応能力の向上

教職員が生徒の人間関係の変化や表情、言動から悩みや不安などを抱える生徒に気付き、寄り添った指導ができるよう人に権感覚やカウンセリングマインドの向上に努める。

②日常的な実態把握

生活ノート指導や、定期的なアンケート調査やチェックリストによる観察、面談等を行い、いじめの早期発見に努める。また、教職員間で情報を共有し、気になる生徒への声かけやカウンセリング、家庭訪問等を行い、家庭と連携して状況把握に努める。

③相談窓口の整備

いじめに関わる相談・通報窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラーとともに生徒や保護者が相談しやすい環境を整備する。

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックポイントを別に定める。

別紙5 早期発見のためのチェックポイント

(4) 早期対応

①いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、校長がいじめ対応チームを招集し、対応について協議して方針を決定する。指導に当たっては、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して生徒、保護者に対応する。

②いじめを受けている生徒及び保護者への支援

いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、面談し、事実関係を伝える。また、今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、適時、適切な方法で経過報告をする。

③いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている生徒から、気持ちや状況を十分聴き取り、その背景や心情にも注目しつつ、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、面談し、明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼し、今後の取り組みについて共有する。なお、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

④周囲の生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

⑤教育委員会との連携

いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会（総合教育センター）へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。また、必要に応じて、県教育委員会へスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援を要請する。

別紙6 適切ないじめ対応のためのチェックリスト

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、教育委員会（総合教育センター）に報告し、対応を協議する。書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口の専門的な期間と連携して対応していく。

(6) 学校と教育委員会、関係機関等との連携

加西警察署刑事生活安全課との連携を図るために、管理職や生徒指導担当教員を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に総合教育センターや加西警察署刑事生活安全課に相談するとともに、生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報する。また、いじめを行っている生徒の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカーや地域福祉課、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- | |
|--|
| I いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき |
| ○児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 |
| II いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
| ○「相当の期間」年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合、学校または学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。 |

(2) 重大事態への対応

①調査主体

重大事態は、教育委員会が調査の主体となる。教育委員会が、学校だけでは解決が困難であると判断したとき、教育委員会の諮問を受けた審議会の委員が学校に出向くなどして、教職員と協力して調査等にあたる。生徒への調査等の協力については、生徒に過度な負担が生じないよう、最大限配慮する。

②事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

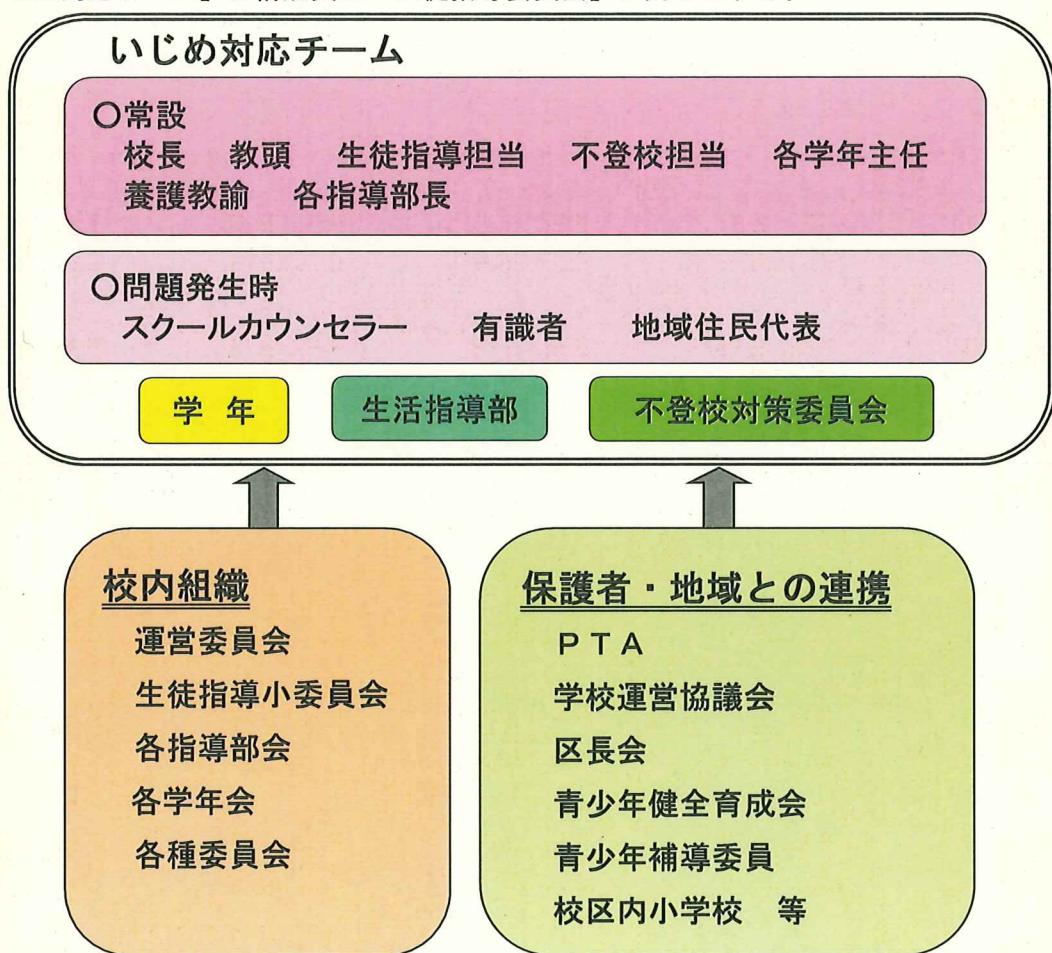
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを開拓するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。 (別紙 7)

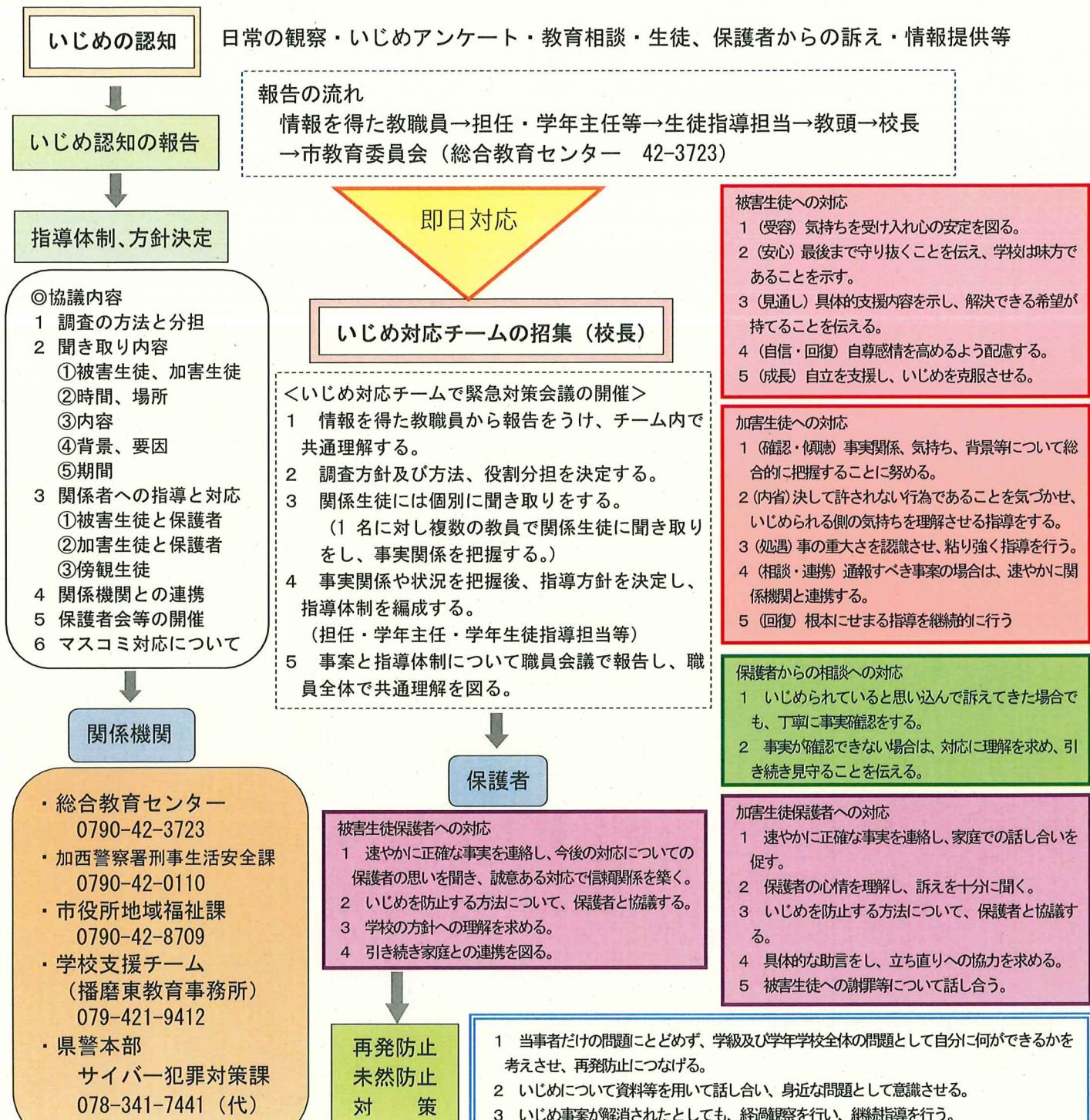
いじめ対応チームの構成員

- 「いじめ対応チーム」の構成員は「生徒指導委員会」と同じとする。



- 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として学期に 1 回行う。
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・年間指導計画の作成、実施
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・アンケートの集計、結果の分析
 - ・気になる生徒の情報交換
 - ・その他
- いじめ問題が発生したときには、即時に「いじめ対応チーム」を招集する。
 - ・指導方針の決定
 - ・調査方法と分担、聞き取り調査、関係生徒への指導、保護者への説明等
- いじめが認知された場合は、総合教育センターに報告をする。 (別紙 8)

組織的対応



◎ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するための授業をカリキュラムに組み入れる。
- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- 市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- 事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

いじめ未然防止への教師の自己チェック

【生き生きとした教師の下には、生き生きとした生徒が育つ】

- 自分自身が明るく前向きに生きている。
- 教育活動にやりがいをもって取り組んでいる。

【教師の指導で生徒は変わる】

- 生徒とのよりよい関係づくりに努めている。
- 生徒の意見（話）をじっくり聞いている。
- 生徒の人間関係（力関係）を把握し、観察している。
- 不正に対して毅然とした態度で指導に臨んでいる。
- 発言等に対して冷やかしの言葉や目配せがあれば、その場で指導している。
- 小さな問題を見逃さず、その場で指導している。

【よい個の集まりがよい集団をつくり、よい集団の中に高め合う個が育つ】

- 他人の意見に耳を傾ける集団づくりに努めている。
- 集団（学級、学年、部活等）の諸問題について話し合せ、自分たちで解決する機会を与えていている。
- ルール、マナー、モラルについて考える機会を与えてている。
- 安心して生活できる集団づくりに努めている。
- おかしいことがおかしいと言える集団づくりに努めている。

【仲のよい教師集団の下には、仲のよい生徒集団が育つ】

- 日頃から生徒（人間関係も含めて）について、気軽に情報交換している。
- 問題を一人で抱え込まず、こまめに報告・連絡・相談を行っている。
- 教師間でもよりよい人間関係づくりに努めている。

年間指導計画

別紙4

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4 月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級づくり	
		宿泊研修 1年	参観授業
		保護者向け啓発	家庭訪問
5 月	学年会（随時）	職員研修会（いじめ対応）	
		人権学習	
6 月			生活アンケート①
		トライやる・ワーク 2年	
		オープンスクール	
7 月		新入生学校間情報交換	
		情報安全教室	
8 月	指導部会		教育相談
			校区内補導
9 月	職員会議		校区内補導
		職員研修会（カウンセリング）	
10 月	いじめ対応チーム 中間反省・情報交換	体育祭	個別面談
		地域行事参加	
		新入生交流会	
11 月	指導部会	オーブンスクール	
		合唱コンクール	生活アンケート②
12 月	職員会議		
			教育相談
			校区内補導
1 月	指導部会 職員会議		教育相談 3年
		新入生保護者説明会	
2 月	指導部会 職員会議		参観授業
3 月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	学年活動	
		新入生体験入学	

○職員会議等

- ・学期に1回スクールカウンセラーを交えたいじめ対応チーム会議を開催し、要配慮生徒の情報交換と今後の指導について協議する。
- ・週1回生徒指導小委員会を開催し、情報交換を密に行うことで、早期発見と早期対応に努める。
- ・月1回不登校対策委員会を開催し、情報交換と対応についての共通理解を図る。
- ◎緊急時は、有識者等を入れたいじめ対応チーム会議を即時に開催する。

○未然防止・早期発見の取組

- ・入学前と入学後に小学校との情報交換をする。
- ・学年会等で気になる生徒の情報交換を密に行う。
- ・生活ノートや観察で、生徒の変化を察知する。
- ・年間を通じて、登下校時の校門指導を実施する。
- ・定期的に校区内を巡回し、下校指導を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- ・学校行事の目的に仲間づくりを盛り込む。
- ・計画的にアンケート調査を実施し、可能な限り即日対応を行う。
- ・学校だよりや学級通信を活用し、生徒の声や取組を発信し、生徒や保護者に向けての啓発を行う。
- ・生徒向けの情報モラルや人権の学習会を開催する。
- ・全生徒に家庭訪問と年2回の教育相談を実施する。

○教職員研修

- ・毎年1回、いじめ対応マニュアルを使っての研修を行い、対応についての共通理解を図る。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、校内相談窓口の充実を図る。
- ・情報モラルに関する授業研究を実施する。
- ・自尊感情の醸成や人間関係構築スキルアップの授業研究を実施する。
- ・職員研修を計画的に実施し、教師力向上に努める。

1 いじめの態様

《 分 類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	→脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団から無視される。 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	→暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	→暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる。	→恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	→窃盗、器物損壊等
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	→強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	→脅迫、名誉毀損、侮辱
※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、生徒の感じる被害性に着目し判断する必要がある。	

2 早期発見のために

- (1) 教職員一人一人が人権感覚を研ぎ澄ます。
- (2) 日頃から生徒一人一人に深い関心を寄せる。
- (3) 教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (4) サインを送っている子の話を親身になって聞き、受容する。
- (5) 教職員全体が連携・協力して、情報の共有化を図る。
- (6) 周りの子どもと一緒に事実関係を把握する。
- (7) 担任一人で抱え込まないで、学年主任や生徒指導主任の協力を求める。
- (8) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

3 早期発見のためのチェックポイント

【学校におけるチェックポイント】

①登下校

- 友だちのかばんなどを持たされて帰る。
- 遅刻・早退が増える。

②休み時間

- 何となくそわそわして落ち着きがない。
- 忘れ物が多くなる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。(離されている。)
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。
- 用もないのに職員室や保健室に入りすることが多い。

③授業中

- やじられたり笑われたり、みんなの笑いものにされる。
- おどおどして発表をためらい、うつむいている。
- たびたび保健室やトイレに行きたがる。
- 席替えなどで特定の子の隣や、同じ班になることを嫌がる。
- ふざけた雰囲気の中で学級委員や班長などに選ばれる。

④給食時

- 配膳や片付けの仕事を押しつけられている。
- いつも後片付けをさせられている。
- 当番のとき、みんなが嫌がる仕事をやらされている。
- 食べ物にいたずらされている。

⑤清掃時間

- みんなが嫌がる仕事をいつも割り当てられている。
- 一人だけ離れた場所を清掃している。
- いつも後片付けをさせられている。

⑥放課後

- 帰りの会（終わりの会）に配布したプリント類が、特定の子にだけ渡らない。
- 「一日の反省」で特定の子だけを追及する。
- 靴などが隠されていることがある。

⑦部活動

- 一人で準備や後片付けをさせられている。
- 特定の子だけが失敗すると笑われたり、厳しく追及されたりする。
- 練習相手がない。 活動とは関係ないけがある。
- 無断欠席や嘘についての欠席が増える。 体調不良をよく訴え、遅れてくる。

⑧その他

- 急に無口になり、言葉遣いが投げやりになる。 一人でいることが多い。
- 使い走りのようなことをさせられている。 服に靴の跡がついている。
- 黒板やトイレ、廊下の壁等にあだ名や中傷が書かれている。
- 個人の掲示作品に落書きがされたり、破られたりしている。
- 委員長や班長などを辞めたいと申し出てくる。
- 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写がある。
- 家の金を持ち出したり万引きをさせられたりする。
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる。
- けがの状況と本人の言う理由が一致しない。

【家庭・地域におけるチェックポイント】

①朝（登校前）

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 食欲がなくなったり、黙って食べるようになったりする。

②夕方～夜（下校後～就寝）

- 友だちから電話があり、丁寧すぎる語調で対応する。
- パソコンやスマホ（ケータイ）をいつも気にしている。
- ケータイやメールの着信音におびえる。
- 親に隠れてパソコンやスマホ（ケータイ）を見ている。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなる。
- 学校や友だちの話題が減る。
- 家の外でぼつんと一人でいる。
- 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする。
- 転校したい、休みたいと言うことが多くなる。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増える。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

③その他

- 金遣いが荒くなる。家から金品を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- 服が汚されてたり、破られていたりする。
- 理由をはっきり言わない傷やあざがある。

適切ないじめ対応のためのチェックリスト

- いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている。
- いじめアンケート等から明らかになつたいじめに関する情報を把握している。
- 自校でいじめの防止等のため行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に生かしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている。
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、小さなことでも学年職員や管理職等に報告している。
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している。
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している。
- 子どもに対して、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している。
- 子どもに対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している。
- いじめにつながるような行為を見聞きしたときは、そのとき、その場で指導している。
- いじめが疑われたら、即日対応を心がけている。
- いじめられた子どもの保護者に対しては、家庭訪問等で支援している。
- いじめた子どもの課題等を捉え、長期的視野をもって指導している。
- 子どもや保護者に対して、授業、保護者会、学級通信などの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている。

生活アンケート（中学生用）

○年○月○日実施

みなさん、楽しく毎日をすごすことができていますか。
すごしやすい学校や学級にするために、アンケートを行います。あてはまるものに○をつけてください。

年 組 番 名前 _____

- 1学期にあった出来事について、答えてください。

1 学校生活は楽しいですか。

ア 楽しい イ 楽しくない

2 仲のよい友だちはいますか。

ア いる イ いない

3 友人関係で困ったり、悩んだりしていることがありますか。

ア ない イ ある

4 たびたび人からいやなことをされますか。

ア されない イ される

5 人にいやなことをしていませんか。

ア していない イ している

6 からかわれたり、悪口を言われたり、無視をされたりしたことがありますか。

ア ない イ ある

7 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか。

ア ない イ ある

8 お金や物をとられたり、無理やり貸すように言われたりしたことがありますか。

ア ない イ ある

9 インターネットや携帯電話で悪口を書かれたり、個人情報を書かれたりしたことがありますか。

ア ない イ ある

10 悩んだときに相談できる人がいますか。

ア いる イ いない

※ クラスのことやその他のことで気になることなど、先生に相談したいことがあれば書いてください。